

7 豊市健生第 4 9 - 1 号  
7 豊総市市第 1 2 - 1 号  
令和 7 年 7 月 1 日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様  
豊前市監査委員 郡 司 掛 八 千 代 様

豊前市長 西 元 健  
(健康長寿推進課・市民協働課)

### 定期監査等の結果について(回答)

令和 7 年 3 月に実施されました財政援助団体等監査においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 1. 経営基盤の強化について (財政援助団体)

急速な少子高齢化が進む中、地域福祉事業を展開するためには豊前市社会福祉協議会の果たす役割は大きい。持続的に事業を展開していくには、経営基盤の強化への取り組みは不可欠であると考えます。当該法人の収入の状況を確認したところ、全収入に占める豊前市からの補助金や委託料の割合が高く、会費の収入については、規程があるにもかかわらず設立当初より手を付けていなかった。

当該法人に対する豊前市からの財政援助はあくまでも義務的経費ではなく任意の経費であることを認識し、当該法人が安定した経営基盤の確立を図る必要がある。そのためには、徹底した経費の節減と事業の見直しのほか、様々な機会を利用して事業活動の積極的な広報、周知活動を推進することで、会員を募集し会費を集めるなど、新たな収益事業の創出を行い、自主財源の確保に努めていただきたい。

#### 【措置内容】

財政援助団体である豊前市社会福祉協議会に対し、経費節減や事業活動のさらなる周知に努め、会員を集めていくとともに、会費の徴収及び新たな収益事業の創設について検討を行うよう指導いたします。

## 2. 履行の確認について（市民協働課）

ボランティアセンターの運営について、年度末に多くの支払い案件が見受けられた。1年間を通して事業は推進されるものであり、年度末に予算残額を使い切るような事業の進め方は推奨されるものではない。所管課は、予算の執行状況について実績報告書を確認するだけでなく、支払実績などの詳しい履行の確認を行い、事業推進のために真に必要なものかどうかを見極めていただきたい。所管課においては、今後も常に適切な指導監督を行い、事業完了後は必ず実績報告を精査のうえ、次年度に向けての改善への取り組みが行われることを期待する。

### 【措置内容】

令和6年度までは、分割払いの補助金のうち第4四半期分の支払いが3月上旬であったため、年度末に予算残額を使い切るように見えてしまう状況でありました。

令和7年度からは、分割払いの支払月を4・7・10・1月に変更し、余裕を持った支払計画がたてられるようにいたします。

加えて、年度末に予算残額を使い切るような事業の進め方をしないよう予算の執行状況について随時確認を行い、必要であれば指導を行います。

## 3. 退職積立金について（健康長寿推進課、市民協働課）

ボランティアセンター運営事業費補助金交付要綱では、補助対象外経費として積立金が挙げられており、一方、社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱では、退職手当積立金は補助対象経費として認められている。ボランティアセンターの専属職員の人件費が二つの補助金から支出されることになるので、所管課は十分協議を行い、重複や漏れのないようにしていただきたい。

### 【措置内容】

ボランティアセンターの専属職員の退職手当積立金については、社会福祉協議会運営事業補助金の対象としています。その際、当該職員の人件費が二つの補助金から重複して支出されることのないよう、実績報告を精査し確認いたします。

#### 4. 補助金の適正化について（健康長寿推進課、市民協働課）

豊前市社会福祉協議会への補助金は、地域福祉の増進に寄与するもので、必要性は理解するところであるが、先述したように、当該法人の全収入に対する豊前市からの補助金や委託料の割合が高く、依存度が高い。当該法人が、法人運営の原資をいかに確保するか、補助事業、委託事業のあり方も含め、豊前市は当該法人と十分に協議されたい。当該法人の運営や事業の実施状況等を踏まえながら、補助金額が妥当であるか、その補助金が効率的、効果的に活用されているかを検証し、補助金の適正化に取り組まされたい。

##### 【措置内容】

豊前市社会福祉協議会に対し、経費節減や事業活動のさらなる周知に努め、会員を集めていきつつ、会費の徴収及び新たな収益事業の創設について検討を行うよう指導するとともに、運営の原資の確保方法及び補助事業や委託事業のあり方について豊前市社会福祉協議会と協議を行うことで補助金の適正化を図ります。